

弁護士日記

江戸時代の代官と
同じ最高裁判所

美和 勇夫

「くも膜下出血」が外因性の「パンチ」によるものか、内因性の「脳動脈瘤の自然破裂」によるものかについて、私は

この紙面で四回連載した脳外科専門医学書一〇冊を基本ベースとして最高裁へA四版一五〇ページのぶあつじ「上告趣意書」を提出した。

もちろん二審(地裁)での「パンチによるもの」と断定する法医鑑定意見

はおかしい」という東京医科歯科大学、支倉法医学博士の意見書もつけてある。

○ ○ ○ ○

本件は当然、刑法法四二一条の「著しく正義に反する場合」として名古屋高等裁判所で裁判のやり直しを命じ「複数の法医学博士の鑑定意見」を求めて、再検討すべき事案であるのに、最高裁判所は下記のとおり。

まさに、江戸時代の離縁状と同じみくんだりはん(三行半)の判決である。何の理由も書かれていないしるものである。

最高裁は、マスコミが

さわぐ事件ははじめにやるが、その他の事件はこれのありさまで、とても「法の番人」と言えたものではないことを国民はよく知っておく必要がある。

○ ○ ○ ○

こんなことでは、高等裁判所もろくに「医学鑑定」もせずいかげんな判決を書くはずである。
★平成一五年七月二日
最高裁判決の
「遠藤国家賠償事件」
ひき逃げをしたのは自

分ではないとなんと一四年間争って、最高裁で(刑事事件)無罪となった。そこで有罪にした一審二審の裁判官を民事「国賠裁判」で訴えていたの

であるが、最高裁は、「二審の裁判官には過失なし」として(民事事件の)国家賠償請求を一切認めなかった。

日本の裁判官は、(役)所はたいがいどこでもそ(筆者は多賀見市上野町在住)

平成15年(あ)第673号

決 定

本 籍 [REDACTED]
住 居 [REDACTED]

トラック運転手 [REDACTED]

昭和52年9月3日生

上記の者に対する傷害致死被告事件について、平成15年3月17日名古屋高等裁判所が言い渡した判決に対し、被告人から上告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文
本件上告を棄却する。

理 由
弁護人美和勇夫の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であって、刑法405条の上告理由に当たらない。
よって、同法414条、386条1項3号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。
平成15年7月8日
最高裁判所第二小法廷